

【ポスター発表】

社会的孤立状態にある障害者に対する支援に関する探索的検討
— 自覚ニードの無い精神障害のあるクライアントへのアウトリーチ実践から —

○ 筑波大学 氏名 川辺 茉侑 (010348)

大村 美保 (筑波大学・6979)

社会的孤立・アウトリーチ・自覚ニード

1. 研究目的

適切なサービス利用に至らず孤立死などのリスクのある社会的孤立状態の人に対し、支援が求められているにも関わらず、障害分野における支援に関する先行研究は少なかった。加えて、社会的孤立状態の障害者に対する支援について、大まかなプロセスや対象の実態については知見があるものの、社会的孤立状態の改善のための支援について、特にマイクロレベルの支援や支援開始後の障害者の変容は明らかになっていない。以上を踏まえて、本研究では社会的孤立状態の障害者への支援の実践をしていると報告されたX市つながり支援（以下「つながり支援」）に着目し、「つながり支援」事例から障害者の社会的孤立状態を改善するための支援の在り方と、社会的孤立状態の障害者の支援の開始以降の変容との2点を探索的に明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

精神障害者A（50代前半、統合失調症）を担当している、Y区基幹相談支援センター（X市委託）のソーシャルワーカーB（相談支援専門員、施設長）1名を対象とした。X市Y区基幹相談支援センターにて対面の半構造化面接を社会福祉学の研究者1名と行った。質問は「つながり支援」の概要及び事例に関する内容で構成され、家族構成や初対面時から現在までのBが行った支援、Bから見たAの変容等をインタビューガイドとして設定した。

20xx年の送致時点では、Aは著しい規範的ニード及び自覚ニード・表出ニードが無く、支援の優先順位は比較的低かったが、親なき後の生活課題の深刻化が懸念され、BがAを「つながり支援」の対象に挙げた。20xx年+15年にヘルパー利用を開始したため、Aは「つながり支援」の対象から外され、社会的孤立状態の改善に至った。「つながり支援」はサービス利用や定期的な訪問等につながっていない障害者のうち、将来的なニードの懸念がある人の放置の予防のために、支援者間での共有やアウトリーチを行い関係を持ち続けるという取り組みである。分析にあたっては、インタビューの逐語録を作成後、「つながり支援」開始前、「つながり支援」開始後、クライアントのヘルパー利用開始後の3つの時期に区分し、SCAT（Steps for Coding and Theorization）を用いて分析した。

3. 倫理的配慮

本調査は筑波大学人間系研究倫理委員会にて審査を受け、承諾を得て実施した（研究審査承諾番号：2023-72A）。本研究は人を対象とする研究であり、対象者にプライバシーの保護のための説明をおこない、研究結果の公表について同意を得た。加えて、得られたデ

ータは匿名化し記載した。本研究は共同研究であり、内容について、共同研究者の承諾を得た。利益相反は無い。

4. 研究結果

得られた理論記述のうち、主なものを Table. 1 に示した。[] 内はテーマ・構成概念として得られたコードである。

Table. 1 時期区分ごとの理論記述

時期区分	理論記述
「つながり支援」 開始前 (20xx年～ 20xx+4年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ [最低限の社会資源との関係がある状態] のクライアントに [関わりのある社会資源が限られた状態での自覚ニードの無さ]、 [問題行動の無さ故の優先順位の高い規範的ニードの無さ]、 [自覚ニード表出ニードの無さ] があると、ソーシャルワーカーは [表出ニードの無い非自発的な人ゆえの放置の懸念] を抱く。 ・ [支援対象者] の中には [表出ニード及び規範的ニードのある人の支援の優先順位の高さ] があり、特に [著しい規範的ニードのある人の支援の緊急性の高さ] をソーシャルワーカーは心得ている。 ・ [将来的なニードが予想されるが優先順位の低さ故に放置の恐れのある人] について、 [リストアップした人を共有し支援するルール] が始まると、 [優先順位の低い人への支援のルールによる確実性の担保] がされる。
「つながり支援」 開始後 (20xx+5 年～20xx+13年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルワーカーはクライアントと [電話訪問] での [定期的なアウトリーチでの接触] することが可能になっていると、クライアントとの [ラポールの積み重ね] が可能になる。 ・ ソーシャルワーカーの [電話訪問] の形での [ルール上の定期的なアウトリーチ] の中で、本人に [自覚ニードを持たせる出来事] の [アウトリーチによるキャッチ] ができることがある。
クライアントのヘルパー利用開始後 (20xx+13年～ 20xx+17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルワーカーはクライアントの [将来的な利益と今の意思決定の尊重の間の葛藤] をしつつ、クライアントの [無理のないペースでの意欲的な生活の変化] を望み、実践する。 ・ クライアントの [ラポール形成に伴った自己開示] 及び [将来の目標の言語化] が見られるなど、 [親なき後問題という将来的ニードの自覚ニードのある状態] へ [心理的な変化] が見られる可能性がある。

5. 考察

先行研究では人権侵害が危ぶまれるほどに社会的孤立状態による生活課題の深刻化が顕著な障害者像が支援対象として議論されていた。一方で、本研究で検討した事例では、障害者本人は初対面時、規範的ニードの無い状態であった。しかし、親なき後問題が懸念される「ひとり親+子」世帯という属性であったり、障害者自身に自覚ニード・表出ニードが無かったり、社会的孤立状態が深刻でなくとも社会資源との接続に困難がある障害者像が浮かび上がった。こうした障害者を支援対象と認識し、アウトリーチを行うことが、社会的孤立状態による生活課題の深刻化の予防につながる可能性が支援の在り方として示唆された。

本研究で検討した事例では、ソーシャルワーカーは新規の社会資源との接続よりもクライアントとのラポール形成に努めた。自覚ニードの無いクライアントの意思決定を尊重し、クライアントの自覚ニードを持つタイミングを待つことになったが、その期間は15年程度に渡った。クライアントの規範的ニードが高くない段階でラポール形成ができ、クライアントは緊急入院や分離保護などの大きなクライシスを経験することがなかった。結果として、フォーマルなサービス提供の開始以降、クライアントには前向きな心理的・社会的な変化が見られた。正確な因果関係は本研究では明らかではないが、クライアントの意思決定の尊重を徹底した支援が、クライアントの変容に寄与した可能性が推察された。